

福山市移住支援金（関係人口）【(1)関係人口の対象範囲】 提出書類・問合せ先一覧

要件（要綱に記載）		提出書類（すべて写し）	要件の詳細や書類についての問合せ先	
			担当課	
ア	3親等以内の親族が市内に居住している者	・ 戸籍（附表含む）または住民票		
イ	市内の企業等(市内に事務所を有する企業や特定非営利活動法人、公益法人等、医療法人、社会福祉法人、協同組合等及び保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人又は宗教法人)に1年以上勤務していた者	・ 勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）		
ウ	市内に通算で1年以上居住していた者	・ 住民票	企画政策課	084-928-1012
エ	市内の大学等（大学、大学院、専修学校の専門課程、職業能力開発短期大学校）を卒業した者	・ 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）		
オ	2025年（令和7年）4月1日以降に本市に転入している者	・ 住民票		

福山市移住支援金（関係人口）【(2)地域の担い手確保に資する要件】 提出書類・問合せ先一覧

大分類	小分類	要件（要綱に記載）	提出書類	要件の詳細や書類についての問合せ先	
				担当課	問合せ先
ア	農林水産業に就業する者	次の要件のいずれかに該当する者			
		(7) 農業 認定新規就農者または認定新規就農者に相当する要件を満たしている者	・青年等就農計画認定書等	農業振興課	084-928-1242
		(4) 林業 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく知事の認定を受けた認定事業主に雇用されている者	・雇用契約書	農林水産課	084-928-1033
		(7) 漁業 漁業協同組合の組合員または組合員が経営する企業に従事している者	・【組合員】出資証明書の写し又は組合長の証明（任意様式） ・【企業に従事】就労証明書	農林水産課	084-928-1032
イ	家業を継承する者	次のすべてに該当する者			
		(7) ー 当該補助金申請者の3親等以内の事業経営権を持つ者（親族経営者）が営む事業において、将来的な家業の継承を目的とした就業を行う者	・履歴事項全部証明書の写し ・開業届の写し	産業振興課	084-928-1040
		(4) ー 就業先が中小企業者、中小企業者と同程度の従業員規模の特定非営利活動法人、公益法人等、医療法人、社会福祉法人、協同組合等及び保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者である学校法人又は宗教法人のいずれかに該当する者	・戸籍謄本の写し ・誓約書（産業振興課までお問い合わせください）		
		ー 経済産業省指定の伝統的工芸品及びその他市が認める伝統工芸品並びにそれらから発展した産業に従事する者	・組合の認定書の写し（任意様式） ・組合がない場合は代表者の認定書の写し（任意様式）	産業振興課	084-928-1040
エ	バス・タクシー乗務員として従事する者	次の要件のいずれかに該当する者			
		(7) バス 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）の許可を受け、乗務員として従事する者	・雇用契約書の写し ・運転免許証の写し	都市交通課	084-928-1161
		(4) タクシー 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受け、乗務員として従事する者			
		ー タクシー乗務員として従事する者			
オ	医師または看護師として従事する者	(7) 医師 医師として従事する者	医師免許の写し	保健部総務課	084-928-1164
		(4) 看護師 看護師として従事する者	看護師免許の写し	保健部総務課	084-928-1164
カ	介護職員として従事する者	ー 本市が指定する市内の介護サービス事業所に介護職員として勤務する者	就労証明書や雇用契約書等（氏名・職種・雇用期間、勤務する事業所等の名称及び所在地を確認できる書類）	介護保険課	084-928-1166
キ	保育士として従事する者	ー 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に保育士、幼稚園教諭、保育教諭の常勤職員、非常勤職員又は会計年度任用職員として就労している者	・保育士登録証又は幼稚園の教諭の普通免許状（保育教諭にあっては、保育士登録証及び幼稚園の教諭の普通免許状）の写し ・就労証明書	保育施設課	084-928-1140